

令和2年度 厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

児童相談所および知的障害者更生相談所における
療育手帳の判定基準の統一化に向けての課題の整理

分担研究者 小林 真理子 山梨英和大学 人間文化学部

研究要旨

本研究は療育手帳の判定業務および障害等級の基準の統一化に向けた基礎資料を作成する際の課題の整理を目的として、全国の児童相談所/知的障害者更生相談所（37カ所）の心理診断または心理判定に係る調査票の分析を行った。判定時に必要な情報は19項目が抽出され、過半数の機関が使用している5項目の情報があること、児童相談所/知的障害者更生相談所のそれぞれにおいて、課せられている本来の業務により、判定時の必要情報に相違があることがわかった。以上の調査分析から、必要情報の整理を行うため「療育手帳制度の実施について」の判定の基準を国際的な疾病の診断基準であるICD-11に基づき整備することが望ましい。二つには、統一化に向けて、判定機関として位置付けられている児童相談所と知的障害者更生相談所が合同で、現在の療育手帳の業務のあり方を全国規模で再検討することが必要である。

A. 研究目的

主研究「療育手帳に係る統一的な判定基準の検討ならびに児童相談所等における適切な判定業務を推進させるための研究」においては、療育手帳に係る統一的な判定基準と児童相談所等における適切な判定業務について検討し、知的障害児・者の福祉の向上に資する基礎資料の作成を行うことを目的としており、この研究では、全国の児童相談所及び知的障害者更生相談所から提供された実際の心理診断及び心理判定に係る調査票から、両機関で行われている判定業務の実態を明確にし、統一化がなかなか進まない現状とその課題などを整理する。その上で、今後、統一的な判定基準を検討する際の考慮すべき課題について明確化する

B. 研究方法

全国の児童相談所（23カ所）および知的障害者更生相談所（86カ所）に、心理診断または心理判定に係る調査票（以下、調査票）の提供を文書にて依頼した。その結果、児童相談所21カ所、知的障害者更生相談所16カ所から、調査票の提供があった。そのため、37カ所における調査票（欠損データ＜依頼目的と相違したデータも含む＞2件）を分析対象とした。

C. 研究結果

1 判定時調査票から必要情報の項目の抽出

児童相談所及び知的障害者更生相談所から、療育手帳判定時の調査票の提出を依頼

したところ、児童相談所 21 カ所、知的障害者更生相談所 16 カ所の提供資料が収集できた。(欠損データ(依頼目的と相違したデータも含む) 2件)

これらの収集できた調査票とその事項はさまざまであり、各機関において、判定の際、必須情報としている項目、必要情報とする際の項目の重みづけ、必要とする情報量などに相違があることが明確となった。

提供があった調査票について、療育手帳判定時の必要情報(調査票から読み取れる事項を整理し、表1のように、0から18の項目)を抽出した。(資料1・2)

	抽出項目 (表1)
0	障害者認定評価
1	日常生活能力
2	適応行動
3	心身の健康状態
4	生育歴情報
5	知能検査
6	発達検査
7	社会生活能力検査
8	社会生活能力
9	当日の行動観察
10	医学的診断
11	性格傾向
12	家庭及び養育環境
13	職業能力
14	趣味・興味・余暇
15	重心チェックリスト
16	運動能力
17	学習能力
18	知的能力

2 療育手帳判定時の必要情報(児童相談所・知的障害者更生相談所別)

療育手帳判定時の必要情報の項目を、児童相談所と知的障害者更生相談所別に表2の通り提示し、どのような項目を両機関が必要情報とするのかを分かりやすくするた

めにグラフ化(グラフ1)した。

(表2▲)

療育手帳判定時の必要情報			
【児童相談所・知的障害者更生相談所別】			
	抽出項目	児相	知更相
0	障害者認定評価	0	2
1	日常生活能力	16	12
2	適応行動	16	11
3	心身の健康状態	18	11
4	生活歴情報	8	3
5	知能検査	15	12
6	発達検査	8	6
7	社会生活能力検査	6	6
8	社会生活能力	15	11
9	当日の行動観察	5	3
10	医学的診断	9	2
11	性格傾向	3	2
12	家庭及び養育環境	4	1
13	職業能力	2	8
14	趣味・興味・余暇	1	1
15	重心チェックリスト	0	1
16	運動能力	3	0
17	学習能力	1	0
18	知的能力	0	1
		21機関	16機関

1) 児童相談所・知的障害者更生相談所で共通に使用される5つの項目「心身の健康状態」「日常生活能力」「適応行動」「知能検査」「社会生活能力」について

児童相談所において、療育手帳判定時に必要情報として利用するのは、「心身の健康状態」18カ所(85.7%)、「日常生活能力」16カ所(76.2%)、「適応行動」16カ所(76.2%)、「知能検査」15カ所(71.4%)、「社会生活能力」15カ所(71.4%)であり、この5項目が過半数の機関で使用されていた。

知的障害者更生相談所において、療育手

帳判定時に必要情報として利用するのは、「日常生活能力」12カ所（75%）、「知能検査」12カ所（75%）、「適応行動」11カ所（68.8%）、「心身の健康状態」11カ所（68.8%）、「社会生活能力」11カ所（68.8%）の5項目が、過半数の機関で使用されていた。これら5項目は児童相談所・知的障害者更生相談所とも共通して利用される情報であることがわかる。

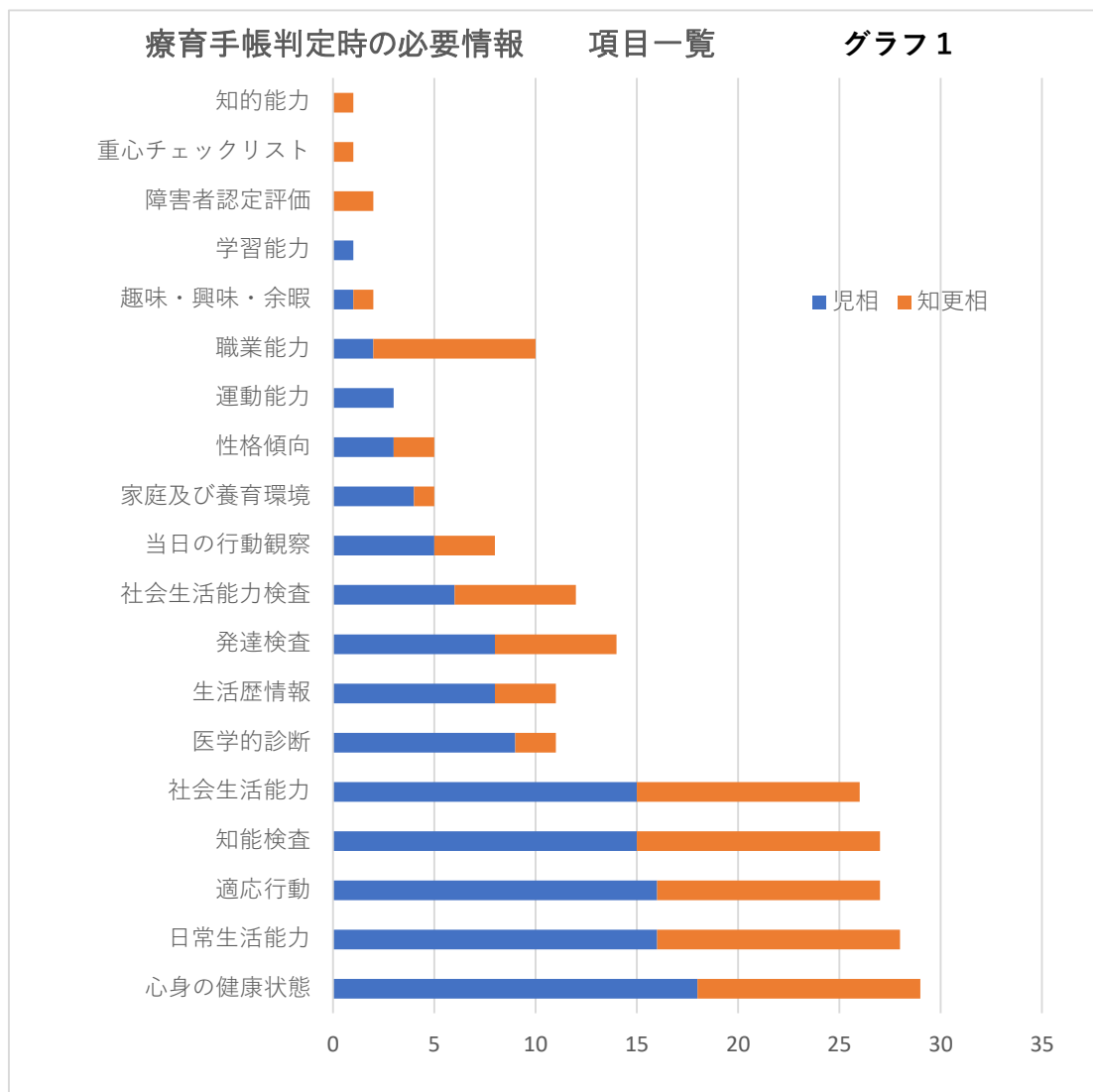
2) 児童相談所・知的障害者更生相談所特有の必要情報項目について

児童相談所においては、18歳未満の対象者であることから、「生育歴情報」8カ所

（38.1%）、「発達検査」8カ所（38.1%）を次に多く使用している。

一方、知的障害者更生相談所においては、18歳以上の対象であることから、「職業能力」8カ所（50%）で多く利用しており、各機関の対象者のライフステージを考えると、それぞれにおいて必要な情報となっていることがわかる。

また児童相談所における必要情報として、「当日の行動観察」5カ所（23.8%）、「家庭及び養育環境」4カ所（19.4%）が必要情報とされており、児童福祉の最前線の機関として、療育手帳の判定時において、家庭環境や子どもと養育者との関係性などの確認



を同時におこなっていることが推察される。

以上の結果から、各機関における療育手帳の判定業務の現状についてまとめてみると A～C の通りである。

A 調査票から、両機関において療育手帳判定時に必要情報についての項目は 19 項目が抽出され、統一されていない。

B しかし、過半数の機関が、①～③を必要情報としていた。

- ① 知的機能・発達状況の測定
- ② 日常生活の状況の聴取
- ③ 医療・健康面のチェック
(以下、①～③についての詳細説明)

① 知的機能・発達状況の測定

知能検査については、ビネー式が多く用いられ、その他、ウェクスラー式が用いられている。発達検査においては、遠城寺式、津守式、K 式などが多く用いられていることがわかるが、知能検査や発達検査の使用状況や種類については、本研究の別の分担研究により詳細に報告されるので、そちらに譲りたい。

この調査票から、知能検査が難しい対象者に対しては、おそらく発達検査を代用する、もしくは厚労省での研究事業などで開発されたチェックリストを使用していることがわかる。また、数値化される検査を行い、知能指数 (IQ) や発達指数 (DQ) を算出して判定時の必要情報としてしていることがわかる。

② 日常生活の状況の聴取 (一部社会生活能力検査の実施)

各機関とも、以下の表 3 のように、日常生活の状況の聴取として、「日常生活能力」「適応行動」「職業能力」「運動能力」などさ

まざまな基準と名称を用いている。また、日常生活の状況の聴取の一環として、社会生活能力検査として、新版 S-M 社会生活能力検査が使用されている。

いずれにしても、日常生活の状況の聴取が、知的障害に関しての判定とその程度について、どのように影響しているのかは不詳である。

表 3 ▼

日常生活・社会生活機能・行動面			
	抽出項目	児相	知更相
1	日常生活能力	16	12
2	適応行動	16	11
7	社会生活能力検査	6	6
13	職業能力	2	8
9	当日の行動観察	5	3
16	運動能力	3	0
17	学習能力	1	0
18	知的能力	0	1
		49	41

③ 医療・健康面のチェック

日常生活場面での健康状態の聴取から、診断として機関での医学的診断の実施までを含めて、表 4 の通り、医療・健康面のチェックとした。

表 4 ▼

医療・健康面			
	抽出項目	児相	知更相
3	心身の健康状態	18	11
10	医学的診断	9	2
		27	13

「療育手帳制度について」(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号) 及び「療育手帳制度の実施について」(昭和 48 年 9 月 27 日発児第 725 号) には、知的障害についての判定や障害の程度について医師による診

断の必要性については表記されていないが、児童相談所においては「児童相談所運営指針」(2021)(厚生省児童家庭局長 子発0331 第11号令和3年3月31日)によると「療育手帳の判定は、原則として医師、児童心理司等のチームにより行い、障害の有無、程度等について援助方針会議等で検討する。・・・」とされている。知的障害者更生相談所においては、児童相談所のような具体的な運営指針は存在しないが、知的障害者福祉法の知的障害者更生相談所の業務として「18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと」とされており、手帳判定時に医師による診断を含めての総合診断による判定が行われることが通常であることがわかる。

医療・健康面のチェックは両機関合わせて、11カ所(30%)となっており、全ての機関で行われていない可能性が高いのだが、心理診断または心理判定に係る調査票の提供を文書にて依頼したため、医学的判定に関する書式は別様式があるのかもしれない、今回の研究調査から、医学的診断の必要情報については厳密な判断はできず、この調査票から分析できることは、療育手帳の判定時の心身の健康状態について29カ所(78.4%)で、必要な情報としていることである。

C 両相談機関の対象年齢と課せられた業務との相違により、必要情報とする項目が異なっている。

- ① 対象年齢による必要情報の相違
 - ② 課せられた相談業務による必要情報の相違
- (以下①、②についての詳細説明)

- ① 対象年齢による必要情報の相違
児童相談所は利用対象者が18歳未満で

あることから、「生育歴情報」、「発達検査」を必要情報としていることが多いと考えられる。

一方、知的障害者更生相談所は、利用対象者が18歳以上であることから、「職業能力」「障害者認定評価」を必要情報としていることが多いと考えられる。

②各機関に課せられた相談業務による必要情報の相違

児童相談所においては、「当日の行動観察」「家庭及び養育環境」を必要情報としていることが多い。

D. 考察

1 療育手帳判定時の必要情報の整理について

「知的障害の認定基準に関する調査研究」(社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会, 2019)において、既に、「知能検査の判定に使用されるツールは、ビネー系知能検査がほとんどの機関で使用されている。・・・(中略)・・・適応行動尺度については、S-M社会生活能力検査であること。・知能指数のみならずその他の要件(身体障害等も)考慮している。」と整理した上で、「・知的障害の障害程度区分の統一化が必要であること。その際知的障害の定義も行う必要がある。特に、IQ値の上限と検査方法及び社会生活能力の判断基準(簡素化したもの)の統一化が必要となっている。」と結論づけている。その理由として、「居住地の移動によって、各都道府県の取り扱いが異なっているので大きな混乱が生じていること。特に、区分の統一化と発達障害者のIQの上限値の異なりが二つの大きな混乱要因となっている」としている。

「療育手帳の判定基準及び判定業務のあり方に関する調査研究」(PwC コンサルテ

イング合同会社、2020)においても、上記調査研究と概ね同様の見解がだされており、「多くの児童相談所では、これが統一されると、負担を多くなることが懸念された。知能検査や適応行動等のアセスメントツールについて、簡便な検査方法も含めて負担の少ない統一方法について検討していく必要がある。」として今後議論すべき論点として提案されている。

いずれにしても、現在、また今後における療育手帳取得者に不利益が生じず、かつ判定を行う機関における業務上の負担が現在以上に生じないことを条件にすれば、療育手帳の等級の統一化とそれに基づく手続きは全国共通になることが望ましいとするのは大多数の意見であると思われる。

本研究において、実際に使用されている調査票等から、児童相談所・知的障害者更生相談所とも、相談受理時に使用する「フェイスシート」としての児童記録票、療育手帳判定書、障害現況調査記録、相談判定記録票など、さまざまな名称及び内容が表記されていることがわかった。

また、療育手帳判定時に必要とされる情報は、19項目となった。その中で、①知的機能・発達状況、②日常生活の状況、③心身の健康状態を含む医学的根拠が過半数の機関で必要情報をされていることがわかり、この3つの項目を重要情報としていくことが妥当であろうと考える。また療育手帳の等級の統一化の際、調査票の書式についても同様に検討していく必要があるのは当然のことと言えよう。

このことから、療育手帳制度要綱である「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)にかかる制度の実効ある運用について記された「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日

児発第725号)の第3 障害の程度の判定などについて、現状に見合った具体的な表記の見直し(具体的には国際的な疾病の診断基準であるICD-11に基づいて整備するなど)がまずは統一化にむけた第一歩になるのではないかと考える。

2 児童相談所と知的障害者更生相談所における療育手帳判定業務のあり方の再考について

児童相談所は、児童福祉法で位置付けられ、具体的な業務は児童相談所運営指針において定められている。その運営方針によると、療育手帳制度については「知的障害児(者)に対し一貫した相談・指導を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることにより、知的障害児(者)の福祉の増進を図ることを目的としている」とされている。また療育手帳の判定については、「原則として医師、児童心理司等のチームにより行い、障害の有無、程度等について援助方針会議等で検討する。場合によっては、その後の援助についても検討する。」とされている。

知的障害者更生相談所は知的障害者福祉法第12条において、各都道府県に必置機関とされている。業務としては、知的障害者福祉法において、「イ)各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。ロ)知的障害者の関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。ハ)18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。」とされ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)においては、主に障害福祉サービスに関しての支給等の要否決定の際の意見を提出する機関として位置

付けられている。

本研究においては、「当日の行動観察」と「家庭及び養育環境」とを20%前後の児童相談所が療育手帳の必要情報としてあげており、これらの情報は療育手帳の判定に必要な情報というよりは、養護相談や育成相談など広く児童の福祉的視点を考慮した情報の収集と考えられる。

このような情報収集の背景には、児童養護施設入所児童等調査の概要（平成30年2月1日現在）において、虐待経験のある児童養護施設への入所児童は65.6%（里親34.8% 児童自立支援施設78.1%）で、その内心身の状況について該当する児童36.7%（里親24.9% 児童自立支援施設61.8%）、その内訳として知的障害が明らか児童13.6%（里親8.6% 児童自立支援施設12.4%）であることがあげられる。その他、児童相談所において、緒方（2007）も被虐待児と知的特性の関連について調査検証を試みている。

これらのことから、児童相談所においては、療育手帳の判定という障害相談の業務において、同時に不適切養育の早期発見や虐待予防の視点を持って相談を行っている機関が少なからずあることが推察できる。

しかし、そもそも、この主たる研究課題は、社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」によって、子ども家庭相談支援体制の強化の視点から、療育手帳判定業務は、児童相談所以外の機関でも担うことができるような制度を整備する必要があるとする提言が発端の一つでもあったことを再確認しておきたい。

一方、知的障害者更生相談所においては、平成17年度の支援費制度の導入、障害者総合支援法の成立などにより、障害福祉サー

ビスの業務の多くが市町村の業務となった経緯がある。療育手帳の判定業務と相談やアセスメントの基づく支援の業務は、市町村と知的障害者更生相談所で分断される形となっているが現状であろう。障害福祉の制度やサービスの在り方が大きく変化して18年が過ぎようとしているが、知的障害者更生相談所の業務についての見直しやそれに基づく調査研究は見受けられない。

本研究においては、知的障害者更生相談所の対象者が18歳以上であることから、職業能力を必要情報とする機関が50%であった。就労支援を行うための情報としては重要であろうと考えるが、療育手帳判定の情報とすると必須情報なのか、再考する必要があるように思われる。

以上のことから、両機関とも本来課せられている業務と時代の趨勢により変化した業務との両方見据えながら、統一化に向けて整理していく必要がある。具体的には、児童相談所においては、児童虐待などの養護相談と障害相談とを統合して扱っていくのか、分離するのか、知的障害者更生相談所においては、障害福祉に関する相談やサービスの多くが市町村業務として位置付けられた状況で、療育手帳制度を含めた障害福祉に関しての業務のあり方を検討することなどが考えられる。

E. 結論

本研究の結果から、療育手帳の判定基準の統一化について、大多数が重要であるとする見解ではあるのだが、調査票の分析から検討できることとして、判定基準だけでなく、それに基づく必要な情報についても様々であることが分かってきた。そのため、一つには、「療育手帳制度の実施について」の判定の基準を国際的な疾病の診断基準で

ある ICD-11 に基づき整備することが望ましい。二つには、統一化に向けて、判定機関として位置付けられている児童相談所と知的障害者更生相談所が合同で、現在の療育手帳の業務のあり方を全国規模で再検討することが必要である。

F. 健康危険情報 該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 該当なし

I. 引用文献

「療育手帳制度について」(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知)

「療育手帳制度の実施について」(昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知)

児童相談所運営指針について (2021) 厚生省児童家庭局長子発 0331 第 11 号令和 3 年 3 月 31 日

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 (2019). 平成 30 年度障害者総合福祉推進事業 「知的障害の認定基準に関する調査研究」報告書.

PwC コンサルティング合同会社 (2020). 令和元年度障害者総合福祉推進事業療育手帳の判定基準及び判定業務のあり方に関する調査研究

児童養護施設入所児童等調査の概要 (平成 30 年 2 月 1 日現在) 厚生労働省子ど

も家庭局 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部 令和 2 年 1 月

J. 参考文献

American Psychiatric Association (2013). *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders Fifth Edition.*

World Health Organization (1993). *The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders: Diagnostic criteria for research.*

「重度障害児支援加算費について」(障発 0820 第 3 号 平成 24 年 8 月 20 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

「重度知的障害者収容棟の設備及び運営について」(児発第 422 号 昭和 43 年 7 月 3 日 厚生省児童家庭局長通知)

緒方康介 (2007) 児童相談所に継続した被虐待児の知的特性 犯罪心理学研究 第 45 巻第 1 号

資料1 療育手帳判定時の調査票から読み取れる必要情報の項目（児童相談所）

機関名	療育手帳判定時の必要情報 (調査票から読み取れる事項)	事項の整理	抽出項目
A	身辺処理（危険察知） 意思交換 集団参加遊び 運動面 問題行動 医療面 福祉サービス	身辺処理 1 問題行動 2 医療面 3	1 日常生活能力 2 適応行動 3 心身の健康状態
B	生育歴 検査結果（田中ビネー式 遠城寺式乳幼児発達検査 SM 社会生活能力検査） 日常生活能力（食事 洗面 排泄 着脱 入浴 危 険 睡眠） 要注意度：問題行動 合併障害	生育歴 4 知能検査 5 発達検査 6 社会生活能力検査 7 日常生活能力 1 「 問題行動 2	4 生育歴情報 5 知能検査 6 発達検査 7 社会生活能力検査
C	生活習慣（食事・排泄・睡眠・着脱） 社会性 言語 行動 運動状態 健康状態 面接時の様子 保健師からの聴取 医学的診断書	生活習慣 1 社会性 8 知的能力 1 健康状態 3 行動観察 9 保健面での情報 3 医学的診断 10	8 社会生活能力 9 当日の行動観察 3 心身の健康状態 10 医学的診断
D	児童の生育史（出生時 健診 など） 日常・社会生活能力（学習状況・行動面・友人関係・ 家庭での様子など） 病院	生育史 4 日常・社会生活能力 1、8 病院歴 3	4 生育歴情報 1 日常生活能力 8 社会生活能力 3 心身の健康状態
E	知能検査（田中ビネー-V 田中ビネー全訂版 WISC III WISCIV WAISIII 発達検査・社会生活能力検査（遠城寺 SM） 性格傾向 集団参加・交遊関係 行動特徴習癖等 疾病等 面接時の印象	知能検査 5 発達検査 6 社会生活能力検査 7 性格傾向 11 健康状態 3 面接時行動観察 9	5 知能検査 6 発達検査 7 社会生活能力検査 11 性格傾向 3 心身の健康状態 9 当日の行動観察
F	知的機能の水準（標準化された知能検査） 適応行動の水準（学校、保育所、医師等の諸資料）	知的機能 5 学校等の適応状況についての	5 知能検査 2 適応行動

	介護度の必要性	資料 2 介護度の必要性 2	(3 心身の健康状態)
G	知的能力 (田中ビネーV 新版 K 式 2001 津守式 他) 補助検査 日常生活能力の評価 行動面・保健面の評価 就学等状況 サービス等利用状況・手当	知的能力検査 5 日常生活能力 1 行動面・保健面 3	5 知能検査 1 日常生活能力 3 心身の健康状態 2 適応行動
H	知能検査実施? 社会生活能力 介護度 発達障害の診断書	知能検査 5 社会生活能力 8 介護度 2 発達障害の診断書 10	5 知能検査 8 社会生活能力 2 適応行動 10 医学的診断
I	医学的判定 知能検査結果 身体状況 日常生活動作 言語 社会性 日常生活 学習 問題行動 家族及び養育環境	医学的判定 10 知能検査結果 5 身体状況 3 日常生活動作 1 言語・社会性など 8 問題行動 2 家族及び養育環境 12	10 医学的診断 5 知能検査 3 心身の健康状態 1 日常生活能力 8 社会生活能力 2 適応行動 12 家庭及び養育環境
J	知能検査・発達検査 (田中ビネー WPPSI WISCIII WAISIII 新版 K 式 遠城寺 津守式 SM 式?) 日常生活能力 (自立機能・運動機能 意思交換 探 索操作 社会的行動 読み書き計算 作業・職業技能) 介護度 (保健 行動) ※ 発達障害程度に介護度を加味する?	知能検査 5 発達検査 6 日常生活能力 (自立機能・運動 など) 1 日常生活能力 (意思交換・社会 的行動 など) 7 介護度 (保健) 3 介護度 (行動) 2	5 知能検査 6 発達検査 1 日常生活能力 8 社会生活能力 3 心身の健康状態 2 適応行動
K	身体状況 (身体障害 てんかん など) 日常生活能力程度 社会生活適応能力 性格行動 知能検査 (田中ビネー知能検査V) 発達検査 (KIDS 遠城寺) 社会生活能力検査 (SM) 行動観察	身体状況 3 日常生活能力程度 1 社会生活適応能力 性格行動 11 知能検査 5 発達検査 6 社会生活能力検査 7 行動観察	3 心身の健康状態 1 日常生活能力 8 社会生活適応能力 11 性格行動 5 知能検査 6 発達検査 7 社会生活能力検査 9 当日の行動観察
L	知的機能水準 (知能検査: 改訂版鈴木ビネー 発 達検査: 新版 K 式 2001)	知能検査 (鈴木ビネー) 5 発達検査 (K 式 遠城寺) 6	5 知能検査 6 発達検査

	遠城寺) 適応行動水準(医療受診 困っていること 身辺自立 学習状況 買い物など金銭管理 移動 ルール) 生育歴 受診歴 医学的所見	適応行動水準(身辺自立など) 1 適応行動水準(買い物・ルール・金銭管理) 8 適応行動水準(困っていること) 2 生育歴 4 医学的所見 10	1 日常生活能力 8 社会生活能力 2 適応行動 4 生育歴情報 10 医学的所見
M	運動 身辺処理 対人関係 ことば 社会生活 遊び その他 保健面・行動面の判断 日常生活能力水準 ※ 乳幼児用 児童用	運動 16 身辺処理 対人関係 ことば (一部) 1 社会生活 対人関係 遊び (一部) 日常生活能力水準 8 保健面・行動面の判断 3、2	16 運動能力 1 日常生活能力 8 社会生活能力 3 心身の健康状態 2 適応行動
N	現状(健康状態等) その他 (現在の生活状況 成育歴 医療情報 身辺自立 自傷行為及び暴力行為 危険認知度 睡眠 健康 面 対人関係 気にかかる事柄) 心理判定 (検査時の様子 検査結果等 介護度)	現在の生活状況・身辺自立 睡眠 1 成育歴 4 医療情報 健康面 3 自傷行為及び暴力行為 危険 認知度 気にかかる事柄 2 対人関係 8	1 日常生活能力 4 生育歴情報 3 心身の健康状態 2 適応行動 8 社会生活能力
O	日常生活技術 コミュニケーション能力 社会生 活技術 学習能力 作業能力 職業能力 ※ 日常生活能力評価票のみの提出であるため不 明 R 児童相談所の資料とまとめる。 知能障害(テスト方式 IQ DQ 検査時の様子) 日常生活の介助度(衣服 洗面 食事 排泄 入浴 睡眠 危険物) 日常生活の介助指導必要度 合併障害(身体面 精神面) 要注意度 家庭の状況 家庭環境	知的障害 5 日常生活の介助度 1 日常生活の介助指導必要度 要注意度 2 合併障害(身体面 精神面) 3 合併障害(精神面) 10 家庭の状況 12 生育・生活歴及び現況 4	5 知能検査 1 日常生活能力 2 適応行動 3 心身の健康状態 10 医学的診断 12 家庭及び養育環境 4 生育歴情報

	生育・生活歴及び現況		
P	(該当データでないため情報抽出できず)		
Q	<p>成育歴(妊娠中の状況 出産時の状況 発育状況など)</p> <p>身体発達 健康状態 疾病・障害等の状況</p> <p>日常生活動作(食事 更衣 洗面入浴 排泄 清潔)</p> <p>運動能力</p> <p>学習能力</p> <p>コミュニケーション能力 集団参加 遊び・好きな活動 社会生活能力</p> <p>危険回避 問題行動</p> <p>養育環境</p> <p>医学的判定</p> <p>心理学的判定 (検査結果 検査時の様子 IQ)</p>	<p>成育歴 4</p> <p>身体発達等 3</p> <p>日常生活動作 1</p> <p>運動能力 16</p> <p>学習能力 17</p> <p>コミュニケーション能力等 8</p> <p>危険回避 問題行動 2</p> <p>養育環境 12</p> <p>医学判定 10</p> <p>心理学的判定 5</p>	<p>4 生育歴情報</p> <p>3 心身の健康状態</p> <p>1 日常生活能力</p> <p>16 運動能力</p> <p>17 学習能力</p> <p>8 社会生活能力</p> <p>2 適応行動</p> <p>12 家庭及び養育環境</p> <p>10 医学的診断</p> <p>5 知能検査</p>
R	<p>心理検査結果(田中ビネー知能検査V SM 社会生活能力検査第3版 遠城寺式)</p> <p>その他の検査)</p> <p>介助度(医療管理 身辺処理 危険認知 言語 対人関係 不適応行動等)</p> <p>医学診断</p>	<p>心理検査結果(田中ビネー知能検査V) 5</p> <p>心理検査結果(SM) 7</p> <p>心理検査結果(遠城寺) 6</p> <p>介助度(医療管理) 3</p> <p>介助度(身辺処理) 1</p> <p>介助度(危険認知 不適応行動等) 2</p> <p>介助度(言語 対人関係) 8</p> <p>医学診断 10</p>	<p>5 知能検査</p> <p>7 社会生活能力検査</p> <p>6 発達検査</p> <p>3 心身の健康状態</p> <p>1 日常生活能力</p> <p>2 適応行動</p> <p>8 社会生活能力</p> <p>10 医学的診断</p>
S	<p>病名</p> <p>知能指数</p> <p>日常生活面(基本的生活習慣 意志伝達 社会性 作業能力 知的能力)</p> <p>身体面保健面(一般的健康 視力 聴力 上肢 下肢 てんかん発作)</p> <p>行動面(夜尿 失禁 異食 不眠 乱暴 奇声 破衣 多動 寡動 自閉 自傷)</p> <p>徘徊・浮浪 収集癖 盗み 性的問題など)</p> <p>※ 児童相談所 知更相両方の調査票であること</p>	<p>病名 10</p> <p>知能指数 日常生活面(知的能力) 5</p> <p>日常生活面(基本的生活習慣 意思伝達) 1</p> <p>日常生活面(社会性) 8</p> <p>日常生活面(作業能力) 13</p> <p>身体面保健面 3</p> <p>行動面 2</p>	<p>10 医学的診断</p> <p>5 知能検査</p> <p>1 日常生活能力</p> <p>8 社会生活能力</p> <p>13 職業能力</p> <p>3 心身の健康状態</p> <p>2 適応行動</p>
T	行動観察	行動観察 9	9 当日の行動観察

	<p>検査結果（田中ビネーV SM 社会生活能力検査 KID 乳幼児発達スケール）</p> <p>日常の様子（食事 排泄 睡眠 着脱衣 運動・移動 意思交換 社会行動</p> <p>探索操作 作業 読書算 余暇活動 危険回避 問題行動）</p> <p>家庭の状況</p> <p>健康面</p>	<p>検査結果（田中ビネー） 5</p> <p>検査結果（SM） 7</p> <p>検査結果（KIDS） 6</p> <p>日常の様子（食事 排泄 睡眠 着脱衣） 1</p> <p>日常の様子（運動・移動） 16</p> <p>日常の様子（意思交換 社会行動 探索操作 作業 読書算） 8</p> <p>日常の様子（余暇活動） 14</p> <p>日常の様子（危険回避 問題行動） 2</p> <p>家庭の状況 12</p> <p>健康面 3</p>	<p>5 知能検査</p> <p>7 社会生活能力検査</p> <p>6 発達検査</p> <p>1 日常生活能力</p> <p>16 運動能力</p> <p>8 社会生活能力</p> <p>14 趣味・興味・余暇</p> <p>2 適応行動</p> <p>12 家庭及び養育環境</p> <p>3 心身の健康状態</p>
U	<p>生育歴（妊娠中 出産時 新生児期 乳幼児期）相談歴 教育歴</p> <p>身辺処理（排泄 入浴・洗面 食事 着脱衣 睡眠 移動・運動）</p> <p>コミュニケーション（発語 理解 会話 身振り手振り 視線 指示）</p> <p>社会性（人との関わり ルール 挨拶 集団活動 見通し 交通機関 交通ルール）</p> <p>情緒行動面（心理的安定 自傷・他傷 常同行動 興味・関心）</p> <p>医療（障害名 服薬 発作 手帳 弱視・難聴・身体障害）</p>	<p>生育歴 4</p> <p>身辺処理 1</p> <p>コミュニケーション（一部）</p> <p>社会性 8</p> <p>情緒行動面 2 3</p> <p>医療 3 10</p>	<p>4 生育歴情報</p> <p>1 日常生活能力</p> <p>8 社会生活能力</p> <p>2 適応行動</p> <p>3 心身の健康状態（2）</p> <p>10 医学的診断</p>
V	<p>※ 精神薄弱の程度別判定指標（日常生活能力水準）のみの提出にて項目の抽出は困難</p>		
W	<p>簡単な生活史</p> <p>言語・意思交換</p> <p>身辺処理（食事 排泄 排便 着衣 脱衣 洗顔入浴）</p> <p>知能検査</p> <p>発達検査・社会生活能力検査</p> <p>作業検査（職業適性検査）</p> <p>性格傾向</p>	<p>簡単な生活史 4</p> <p>言語・意思交換 1, 7</p> <p>集団参加交遊関係 1、8</p> <p>身辺処理 1</p> <p>知能検査 5</p> <p>発達検査 6</p> <p>社会生活能力検査 7</p> <p>作業検査 13</p>	<p>4 生育歴情報</p> <p>1 日常生活能力（3）</p> <p>8 社会生活能力</p> <p>5 知能検査</p> <p>6 発達検査</p> <p>7 社会生活能力検査（2）</p>

	集団参加交遊関係 行動特徴習癖等 疾病等 面接時の印象	性格傾向 11 行動特徴習癖等 2 身体状況 3 面接時の印象 9	13 職業能力 11 性格傾向 2 適応行動 3 心身の健康状態 9 当日の行動観察
--	--------------------------------------	--	--

2 1 機関（欠損資料 2 機関）

資料2 療育手帳判定時の調査票から読み取れる必要情報の項目（知的障害者更生相談所）

機関名	療育手帳判定時の必要情報 (調査票から読み取れる事項)	事項の整理	抽出項目
A	知能検査（田中ビネーV） 社会生活能力（特に指標なし） 職能的判定（GATBⅡ 手腕動作 手指動作 タッピングなど）	知能検査 5 社会生活能力 8 職能的判定 13	5 知能検査 8 社会生活能力 13 職業能力
B	知的機能の水準（標準化された個別的知能検査（主としてビネー式 知能検査が困難なものは発達検査等を実施） 必要に応じて医学診断 適応行動の水準（障害者認定評価表） ※ 障害者認定評価表とは、H11 年度厚労科研 障害保健福祉総合研究事業「知的障害児者の障害認定の基準と入所判定に関する総合研究」の知的障害の程度別判定指標 ※ 再判定の時期を明記	知能検査 5 （発達検査 6） 適応行動の水準（障害者認定評価表利用） 0	5 知能検査 （6 発達検査） 0 障害者認定評価認定評価表利用） 0
C	日常生活能力表（食事 着替え清潔 買い物金銭 通院服薬 言語 外出 SOS 社会性手続き 危険認識 用便（生理）読み書き 教計算 移動乗り物 時間予定作業職業 要援護行動等） 備考（IQの記載があり） ※ 知能検査が備考に記載されており、程度判定にどのくらい影響しているかは不明	日常生活能力（食事 着替えなど） 1 日常生活能力表（外出 社会性など） 8 日常生活能力表（要援護行等） 2 備考（知能検査記録） 5	1 日常生活能力 8 社会生活能力 2 適応行動 （5 知能検査）
D	家庭環境や家族関係 生活歴 知能検査実施（田中ビネー） 言語・コミュニケーション能力 日常生活能力 生活行動傾向・日常生活の様子 健康状態・治療状況	家庭環境や家族関係 12 生活歴 4 知能検査実施 5 言語・コミュニケーション能力 7 日常生活能力 1 健康状態・治療状況 3	12 家庭及び養育環境 4 生育歴情報 5 知能検査 7 社会生活能力検査 1 日常生活能力 3 心身の健康状態
E	社会生活能力（身辺自立 移動 意思交換 生活文化 家事・職業） 行動面の保護（問題行動 精神症状 習癖） 保健面の看護（てんかん その他精神疾患 身体障害者手帳の有無）	社会生活能力（身辺自立など） 1 社会生活能力（意思交換 生活文化 家事・職業） 8 行動面の保護（問題行動 習癖） 2 行動面の保護（精神症状 保健面の看護（てんかん その他の精神疾患など） 3	1 日常生活能力 8 社会生活能力 2 適応行動 3 心身の健康状態
F	同様の方法		
G	食事 排泄 着脱衣 入浴 整容 移動 コミュニケーション 生活・文化 健康 日常生活の様子 作業活動 趣味・興味・余暇 嗜好（酒・たばこ他） 配慮を要する行動	食事・排泄・着脱衣・入浴・整容・移動 +日常生活の様子 1 コミュニケーション 生活・文化 8 健康 3 趣味・興味・余暇 14 配慮する行動 2、3	1 日常生活能力 8 社会生活能力 3 心身の健康状態（2） 2 適応行動
H	簡単な生活史 言語・意思交換 身辺処理（食事 排泄 排便 着衣 脱衣 洗顔入浴） 知能検査 発達検査・社会生活能力検査 作業検査（職業適性検査） 性格傾向 集団参加交遊関係 行動特徴習癖等 身体状況	簡単な生活史 4 言語・意思交換 集団参加交遊関係 1、8 身辺処理 1 知能検査 5 発達検査 6 社会生活能力検査 7 作業検査 13 性格傾向 11 行動特徴習癖等 2	4 生育歴情報 1 日常生活能力（2） 8 社会生活能力 5 知能検査 6 発達検査 7 社会生活能力検査 13 職業能力 11 性格傾向 2 適応行動 3 心身の健康状態

	面接時の印象	身体状況 3 面接時の印象 9	9 当日の行動観察
I	<p>身辺自立 移動 意思交換 生活文化 職業 行動上の問題 (摂食上の問題 排泄上の問題 睡眠の 状態 自閉・緘黙・無為 拒否 自傷 破衣脱衣 破壊 多動暴力 弄火 性的問題 盗み虚言 放浪無断外出 危険の余地) ※ 社会適応能力指標 (別表Ⅱ) があるが、判定時の 情報と一致しない。</p>	<p>身辺自立 一部の移動 一部の意思交換 1 一部の移動 一部の意 思交換 生活文化 職 業 8 行動上の問題 2、3</p>	<p>1 日常生活能力 8 社会生活能力 2 適応行動 3 心身の健康状態</p>
J	<p>検査時の様子 検査結果 (全訂版田中ビネー 鈴木ビネー 新版 K 式 その他 遠城寺式) 社会適応能力 (SM 社会生活能力表 (重心チェックリス ト 社会適応能力指標) 囑託医診断</p>	<p>検査時の様子 9 検査結果 5、6 社会能力 (SM) 7 社会適応能力 (重心チ ェックリスト) 15 社会適応能力 (社会適 応能力指標) 0 囑託医診断 10</p>	<p>9 当日の行動観察 5 知能検査 6 発達検査 7 社会生活能力検査 15 重心チェックリスト 0 障害者認定評価 10 医学的診断</p>
K	<p>知能・発達検査の結果 (新 K 式 2001 田中ビネー改訂・ V WAISⅢ IV 遠城寺 その他) 介護度 社会生活能力プロフィール (身辺自立 移動 意思交 換 生活文化 家事・職業) 支援が必要な事柄 (生活習慣に関する事 生活行動 に関する事 知覚・感覚に関する事 対人的なこ と 疾病や看護などに関する事) 健康状態 その他 (喫煙 飲酒 趣味)</p>	<p>知能・発達検査の結果 (新 k 式 2001 ビネー) 5 知能・発達検査の結果 (遠城寺等) 6 社会生活能力 (身辺自立 移動 意思交換) 1 社会生活能力 (生活文 化) 8 社会生活能力 (家事・職 業) 13 支援が必要な事柄 2 健康状態 3 その他 14</p>	<p>5 知能検査 6 発達検査 1 日常生活能力 8 社会生活能力 13 職業能力 2 適応行動 3 心身の健康状態 14 趣味・興味・余暇</p>
L	<p>病名 知能指数 日常生活面 (基本的生活習慣 意志伝達 社会性 作 業能力 知的能力) 身体面保健面 (一般的健康 視力 聴力 上肢 下肢 てんかん発作) 行動面 (夜尿 失禁 異食 不眠 乱暴 奇声 破衣 多動 寡動 自閉 自傷 徘徊・浮浪 収集癖 盗み 性的問題など) 児童相談所 知更相両方の調査票であること</p>	<p>病名 10 知能指数 日常生活面 (知的能力) 5 日常生活面 (基本的生活 習慣 意思伝達) 1 日常生活面 (社会性) 8 日常生活面 (作業能力) 13 身体面保健面 3 行動面 2</p>	<p>10 医学的診断 5 知能検査 1 日常生活能力 8 社会生活能力 13 職業能力 3 心身の健康状態 2 適応行動</p>
M	<p>知能検査・発達検査 (田中ビネー V WPPSI WISCⅢ WAIS - R 新版 K 式 遠城寺式 津守式) SM 社会生活能力検査 発達障害程度 日常生活 (食事 排泄 着脱 入浴) 言語 読み書き 計算 対人関係 興味関心 余暇 活動 金銭管理 作業家事 交通機関 介護度 保健 行動 (多動 自傷 暴力 徘徊等) 身体の障害の状況</p>	<p>知能検査・発達検査 (ビ ネー ウェックスラー) 5 知能検査・発達検査 (遠 城寺・津守式) 6 SM 社会生活能力検査 7 日常生活 言語・読み書 き 1 対人関係 金銭管理 交通機関 8 作業家事 13 介護度 保健 身体の 障害の状況 3 介護度 行動 2</p>	<p>5 知能検査 6 発達検査 7 社会生活能力検査 1 日常生活能力 8 社会生活能力 13 職業能力 3 心身の健康状態 2 適応行動</p>
N	<p>検査状況 IQ 知的能力 職業能力 社会性 意思疎通 身体的健康 日常行動 基本的生活</p>	<p>検査状況 IQ 5 知的能力 18 職業能力 13 社会性 意志疎通 8 身体的健康 3 日常行動 2 基本的生活 1</p>	<p>5 知能検査 18 知的能力 13 職業能力 8 社会生活能力 3 心身の健康状態 2 適応行動 1 日常生活能力</p>

0	発達障害の程度の指標 発達障害の程度区分 知能指数 発達障害の状態（自立機能 意志の交換 読み・書き・計算 社会的行動 職業技能） 生活の困難度の指標 日常生活の介助 行動面の保護 保健面の看護	発達障害の程度区分 IQ 5 自立機能 1 意志の交換 読み書き 計算 社会的行動 7 職業技能 13 日常生活の介助 行動 面の保護 2 保健面の看護 3	5 知能検査 1 日常生活能力 7 社会生活能力検査 13 職業能力 2 適応行動 3 心身の健康状態
P	簡単な生活史 言語・意思交換 身辺処理（食事 排泄 排便 着衣 脱衣 洗顔入浴） 知能検査 発達検査・社会生活能力検査 作業検査（職業適性検査） 性格傾向 集団参加交遊関係 行動特徴習癖等 疾病等 面接時の印象	簡単な生活史 4 言語・意思交換 1, 7 集団参加交遊関係 1, 8 身辺処理 1 知能検査 5 発達検査 6 社会生活能力検査 7 作業検査 13 性格傾向 11 行動特徴習癖等 2 身体状況 3 面接時の印象 9	4 生育歴情報 1 日常生活能力 (3) 8 社会生活能力 5 知能検査 6 発達検査 7 社会生活能力検査 (2) 13 職業能力 11 性格傾向 2 適応行動 3 心身の健康状態 9 当日の行動観察

16か所